

I 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

昭和 56（1981）年以來、我が国における死因の第 1 位は「がん」であり、現在では年間 30 万人以上の国民ががんにより亡くなっています。

国（厚生労働省）の発表によれば、生涯のうちがんにかかる可能性は男性の 2 人に 1 人、女性の 3 人に 1 人と推計されていることから、がんは日本人にとって「国民病」といっても過言ではない深刻な状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 19 年 4 月に「がん対策基本法」を制定し、それに基づき、同年 6 月に「がん対策推進基本計画（平成 19 年度から 23 年度）」を策定しています。

平成 24 年度には、前計画を見直した新たな「がん対策推進基本計画」を策定し、その中で、がんの予防として「喫煙率及び受動喫煙に対する目標値の設定」や、がんの早期発見として「がん検診の受診率を 5 年以内に 50%以上とする」などが明記されています。

千葉県では、がん対策基本法の成立に伴い、平成 20 年 3 月に「千葉県がん対策推進計画」を策定し、県民一人ひとりが、がんを知り、予防と早期発見に努めることにより、がんによる死亡率を減少させるなどの目標を設定しています。

現在、国のがん対策推進基本計画の見直しを受けて、計画の見直しを進めており、平成 24 年度中に策定を完了する予定となっています。

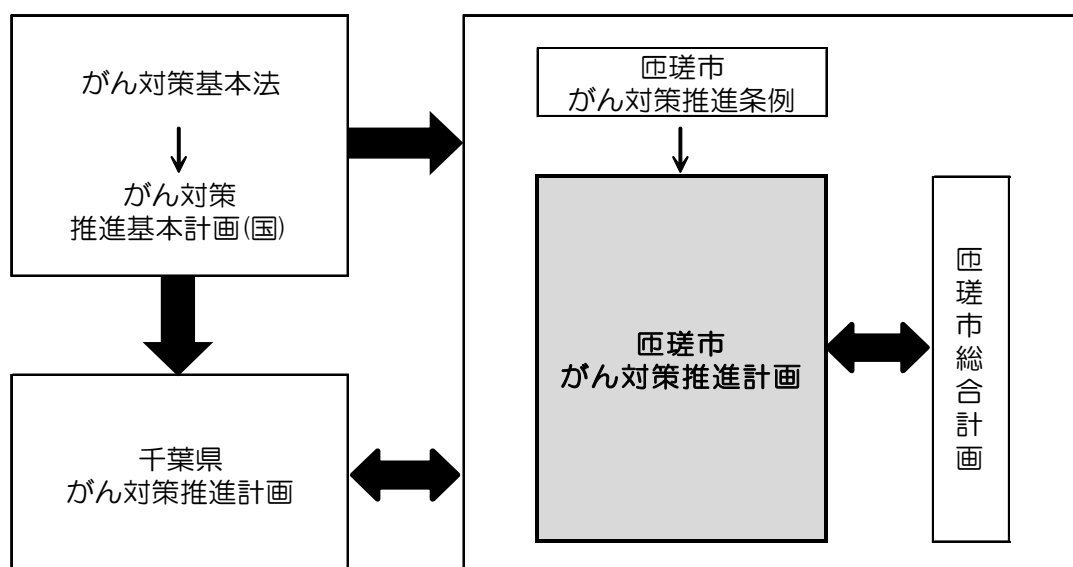
本市でも、がんは死因の第 1 位を占めています。このことを踏まえ、がんの予防及び早期発見の推進を目指すため、がん対策基本法に基づき、平成 22 年度に「匝瑳市がん対策推進条例」を制定しました。

この条例の制定に伴い、がん対策のより一層の推進を図るため、匝瑳市がん対策推進条例に基づく「がん対策推進計画」を策定しました。

2. 計画の位置づけ

本計画は「匝瑳市がん対策推進条例」第5条の規定による匝瑳市がん対策推進計画と位置づけます。

本計画を策定するにあたっては、前述の国のがん対策推進基本計画に基づくものとし、千葉県がん対策推進計画、匝瑳市総合計画等の関連する計画との整合性を図りながら進めていきます。



3. 計画の範囲

匝瑳市がん対策推進条例の第5条において、がんの予防及び早期発見を推進するため、がん検診受診率の向上、予防ワクチン接種への支援、食生活、喫煙、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響など、がんに関する知識の普及、及び啓発などを推進するため、本計画（匝瑳市がん対策推進計画）を策定することとして位置づけられています。この計画は、がんの予防及び早期発見の推進に重点を置いて策定するものとしします。

専門的ながん医療の提供や緩和ケア、がん患者に対する相談支援及び情報提供等に関しては、医療機関やがん診療連携拠点病院と連携を図りながら、必要な支援ができるよう努めることとしします。

目標については、国のがん対策推進基本計画に基づき、年齢調整死亡率は75歳未満^(注1)、検診受診率等は69歳まで^(注2)の年齢で算出します。

(注1) 年齢調整死亡率とは、年齢構成の異なる地域間で死亡の状況の比較ができるように年齢を調整した死亡率です。国のがん対策推進基本計画における目標値では「高齢化の影響を極力取り除いた制度の高い指標とすることが適当である」とのことから、75歳未満年齢調整死亡率を用いています。

(注2) 健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としていますが、受診率の算定に当たっては、国のがん対策推進基本計画に基づき、69歳までとしています。

4. 計画の期間及び評価

がん対策基本法では、がん対策推進基本計画は少なくとも5年ごとに必要に応じて変更することとされています。このことを踏まえ、本計画の期間は、国の基本計画と同様に、「平成25年度から29年度まで」の5か年とします。

なお、本計画策定後は、事業実績等により、進捗状況を確認していきます。

また、本計画については、今後、国のがん対策基本計画や、県の新たな見直し計画などを踏まえ、計画の改定等の必要が生じた場合には、適宜改定を行うものとします。

5. 計画策定の体制

市民の健康増進を図り、市民と密着した健康づくり対策を協議するための組織として「匝瑳市健康づくり推進協議会」を設置しています。協議会内に学識経験者、専門医、がん関係団体や市民などからなる専門部会（匝瑳市がん対策推進計画策定部会）を設置し、本計画を策定しました。